

○学位規程（昭和54年5月14日）

改正 昭和59年 5月28日 昭和60年 3月11日
平成 4年 1月27日 平成 5年11月22日
平成13年 4月 1日 平成14年 4月 1日
平成19年 4月 1日 平成27年 4月 1日

（目的）

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)に基づき聖マリアンナ医科大学(以下「本学」と云う。)において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位）

第2条 本学において授与する学位は、学士及び博士とする。

2 前項の学位に付記する専攻分野は、医学とする。

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学医学部学則の定めるところにより、本学医学部の課程を修了し、卒業の認定を受けた者に授与する。

（博士の学位授与の要件）

第4条 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、大学院の課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本規程の定めるところにより、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

（規定の適用）

第4条の2 この規程において第5条乃至第18条の規定は、博士の学位の授与について適用する。

（博士の学位申請）

第5条 第4条第1項の規定により学位を申請する者は、学位論文に学位申請書、主論文要旨、論文目録、参考論文、履歴書、戸籍抄本等の必要書類及び別に定める審査手数料を添えて学長に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定により学位を申請する者は、学位論文に学位申請書、主論文要旨、論文目録、参考論文、履歴書、戸籍抄本、卒業証明書等の必要書類及び別に定める審査

手数料を添えて学長に提出しなければならない。

- 3 本学大学院の博士課程に4年以上在学し、所用の単位を取得したのみで退学した者が再入学しないで博士の学位を申請するときも前項の規定による。ただし、退学後1年以内に論文を提出するときの審査手数料は、前第1項に準ずる。
- 4 前各項の規定により提出した論文及び納付した審査手数料は還付しない。

(学位論文)

第6条 前条の規定により提出する学位論文は、原則として単著とする。また、学位を申請する者が筆頭著者となる論文もこれに準ずる。

- 2 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

(申請の受理)

第7条 第5条の規定により学位授与の申請があつたときは、学長は研究科委員会の意見を聞き、之を受理するか否かを決定する。

(研究科委員会付託)

第8条 学長は前条の規定により受理することに決定した学位論文を研究科委員会の審査に付する。

(審査委員会)

第9条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、大学院担当教員3名以上から成る審査委員会を設ける。

- 2 前項の規定にかかわらず研究科委員会が必要と認めたときは、大学院担当教員以外の教員を審査委員会に加えることができる。ただし、助教を除くものとする。

(学位論文の審査の協力)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査に当たつて必要と認めた時は、他の大学院又は研究所の協力を得ることができる。

(審査試験)

第11条 第4条第1項の規定により学位を申請した者については、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について最終試験を行う。

- 2 第4条第2項の規定により学位を申請した者については、専攻分野に関し、本学大学院において研究科の課程を終えて学位を授与される者と同様に広い学識を有することを確認するために、試験を行う。

3 試験は口答又は筆答による。

(審査期間)

第12条 学位論文の審査、最終試験及び試験は、申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。

(審査委員会の報告)

第13条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び試験を終了したときは、審査、最終試験及び試験の結果の要旨を文書をもって研究科委員会に報告するものとする。

(研究科委員会の審議)

第14条 研究科委員会は前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを決定する。

2 前項の決定をするには、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(博士の学位授与)

第15条 学長は研究科委員会の審議の結果に基づいて、第4条第1項の規定による者については課程の修了の可否、第4条第2項の規定によるものについては、その論文の合否を決定し、合格者には博士の学位を授与する。

2 不合格者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨の公表)

第16条 本学は博士の学位を授与したときは、その日から3月以内にその学位論文の内容の要旨及び審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したものについては、この限りではない。

2 前条の規定により学位論文を公表する場合には、聖マリアンナ医科大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(文部科学大臣への報告並びに登録)

第18条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与されたものがその榮譽を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は学士にあつては教授会、博士にあつては研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 前項の議決をするには、3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

(学位の名称の使用)

第20条 学位の授与を受けたものが学位の名称を用いるときは、「学士(医学)聖マリアーナ医科大学」又は「博士(医学)聖マリアーナ医科大学」と記すものとする。

(学位記の再交付)

第21条 学位記の再交付は、原則として行わない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、再交付することが可能な場合に限り交付することがある。

(学位記)

第22条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、昭和54年5月14日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和59年5月28日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和60年3月11日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成4年1月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成5年11月22日から施行し、平成6年4月1日より適用する。

附 則

この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

別表

様式1(医学部の課程を修了した場合)

第	号
卒業証書 学位記	
本籍	
氏名	
昭和	年 月 日生
本学医学部医学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認める学士(医学)の学位を授与する	
平成	年 月 日
聖マリアンナ医科大学	
学長	

(用紙 日本工業規格A4判)

様式2(大学院の課程を修了した場合)

		聖医大甲第	号
学位記			
本籍			
氏名			
昭和	年	月	日生
本学大学院医学研究科の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する			
平成	年	月	日
聖マリアンナ医科大学			

(用紙 日本工業規格A4判)

様式3(論文提出による場合)

--

学位記

本籍

氏名

昭和 年 月 日生

本大学に学位論文を提出してその審査及び所定の試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する

平成 年 月 日

聖マリアンナ医科大学

(用紙 日本工業規格A4判)